

すべての相続に  
最高のプロフェッショナルサービスを

## ～PROFESSIONAL MIND～

「相続」の悩みは一つではありません。

相続税、遺産分割・紛争、不動産、事業承継等、悩みはそれぞれです。  
私たちは相続の専門家集団として、年間3,000件以上の相続事案を取り扱っている国内屈指のプロフェッショナルファームです。

これまで蓄積してきた豊富な経験や知見を活かし、あらゆる相続問題に高い専門性で誠実に向き合います。相談者に寄り添い、多種多様な相続問題を、気軽に専門家に相談できる社会の実現を目指します。

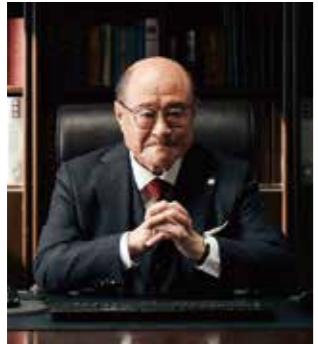
税理士法人 チェスター

<https://chester-tax.com>



相続税の  
チェスター

# 相続税に関するご相談、税理士の選び方間違えていませんか？



広報宣伝部長 角野 卓造

たとえば、内科医に外科手術を依頼しますか？

医師に内科・外科・眼科と専門性があるように、税理士にも法人税・消費税・所得税・相続税と専門分野が分かれています。

しかし、日本の税理士の大半は、企業向けの法人税申告を専門としており、一度も相続税申告を経験したことのない税理士も数多くいることをご存知でしょうか。

そのような税理士に相続税の相談をすることは、内科医に外科手術を依頼することと同じなのです。

## 相続税は未経験の税理士がほとんど！？

国税庁と税理士会の統計情報をもとに算出した、以下の数値をご覧ください。

$$\text{年間相続税申告件数 約 } 19 \text{ 万件} \div \text{税理士事務所数 約 } 2.9 \text{ 万軒} = \text{税理士事務所1軒当たりの年間相続税申告件数 約 } 6 \text{ 件}$$

この計算では、一般的な税理士事務所では1年に6件程度の申告実績しかないことが分かります。

相続税専門の税理士法人チェスターでは1年に3,000件以上の豊富な取り扱い実績があります。

※1：令和5年度の国税庁発表資料より ※2：令和3年度経済センサス活動調査データより

CHESTER GROUPではあらゆる事業がすべての相続業務に対応



## 相続税のプロとして各種メディアから評価されています

『AERA (エラ)』、『週刊文春』、『暮らしの手帖』、『日本経済新聞』、『朝日新聞』など、様々な雑誌や新聞に紹介されました。また、相続税に関する記事の執筆や監修にも数多く携わっており、弊社の著書も大手出版社から発売されております。

### ▶相続セミナー講師の依頼も多数いただいております

大手生命保険会社や金融機関、不動産会社主催のセミナーにて弊社税理士が講師を担当させていただいております。また、コメンテーターとしてTV出演等の実績もあります。



## 相続税申告件数累計16,000件を超える税理士業界トップクラスの豊富な実績



税理士法人チェスターは開業以来、一貫して相続税申告専門の税理士事務所として営業しております。相続に専門特化した税理士事務所だからこそ提供できる価格とサービスがあります。

年間3,000件以上の相続税申告実績件数は、税理士業界内でトップクラスであり、豊富な申告実績により多くのノウハウが蓄積されております。

相続税申告業務は税理士の経験値が非常に重要です。いくら大きな会計事務所であっても、担当者の経験値が低ければお客様に不安感を与えかねません。年間で一件も相続税申告をしない税理士が大半である中で、税理士法人チェスターでは、登録税理士一人当たりの年間担当件数が約41件と、税理士業界トップクラスの実績があります。

# 私達は相続税のプロフェッショナルです

低価格、高品質、安心の3つのサービスを基本に、相続税専門の実績とノウハウを活かして、お客様の申告手続きをお手伝いいたします。

## 相続税申告に関わる専門的な業務を全てお任せいただけます

### ▶財産評価 + 遺産分割協議書の作成 + 相続税申告

専門性が高く求められる土地評価による節税、書面添付制度適用による税務調査対策、節税や円満相続のための遺産分割案のご提案、二次相続を踏まえた税額のシミュレーション等、申告に必要な業務を全てお任せいただけます。

## 適正で明確な税理士報酬を事前に提示いたします

一般的な相続税申告の税理士報酬は、遺産総額の1.0%前後といわれますが、多額になることも多く、契約後に報酬額を提示されるケースも見受けられます。

税理士法人チェスターでは、HP上の報酬体系の開示や自動お見積りシステム、お電話での事前相談等、必ず契約前に税理士報酬の総額をお伝えしますので、安心してご依頼ください。また、一人でも多くのお客様ご利用いただけるよう、低価格に設定しております。

## 税務調査対策として書面添付制度を導入

税理士法第33条の2に規定されている書面添付制度とは、税理士が申告書に「その内容が正しいということを税務署へ説明する書類」を添付し申告を行うという制度です。

この制度を利用するには、資料の作成に事務的な負担がかかる上、適正でない申告書を提出した場合には税理士にも責任を問われるおそれがあるため、導入している税理士事務所は僅か24.3%（令和5年事務年度国税庁実績評価書より）となっています。

しかし、税理士法人チェスターでは相続税申告に書面添付制度を導入し、高品質で適正な申告を行うことで、安心の税務調査対策を行っております。

### ▶書面添付制度で税務調査のペナルティを回避

書面添付制度を適用せずに相続税申告を行い、その結果、税務調査により指摘を受けた場合には、過少申告加算税等のペナルティが課せられます。しかし書面添付制度を利用した場合、事前に税務署から意見聴取の機会が税理士に与えられるため、まず税理士が税務署からの申告内容についての質疑に対応します。その結果、誤り等が発見され修正申告を行った場合であっても、ペナルティは課されないとなっています。（平成24年12月19日 国税庁事務運用指針より）

これは非常に大きな書面添付制度のメリットであり、書面添付制度の適用により税務調査の回避、ペナルティの加算税の回避といったお客様の負担を軽減することが可能となります。



**税務調査に入らない相続税申告**

**メリット1** 税務署からの信頼が高まり、税務調査が入る確率が減ります。

税理士法人チェスターに依頼した場合 **1%**

※26件(2024年度税務調査件数)÷2373件(2023年相続税申告件数)=約1%

**メリット2** 税務調査の前に、税理士に事情説明の機会が与えられ、調査が省略されることがあります。  
(通常は突然税務調査の連絡があり、調査が始まります)

# 選ばれるチェスター品質

「高品質かつ低価格」。この一見相反するものを両立できるのは、相続税申告を専門にしている税理士法人チェスターだからこそ。

## 最大限の節税を考慮し、土地や各種相続財産の評価を行います

土地の相続税評価については、様々な特例や評価減のポイントがあり、税理士によって結果的に納税額が大きく異なることがあります。税理士法人チェスターでは、豊富な実績・実例に基づき、土地の評価を最大限下げる努力を続けております。

### 相続専門の税理士が 2名以上でチェックする審査体制

税理士法人チェスターでは、担当者が作成した相続税申告書を経験豊富な別の税理士のチェックや審査部による審査を行い品質を担保しています。

ここまで徹底した高い業務品質へのこだわりは相続税専門の事務所だからこそ実施できる取り組みです。このように複数人の厳しいチェックや審査をクリアすることで、担当者ごとに計算する相続税額に差が生じなくなり、法人で作成する全ての相続税申告書が税理士法人チェスターの高い業務水準となります。



### 財産目録 完成までのフロー

事務スタッフが  
資料の確認・整理

評価専門スタッフが  
現地調査・評価作業

担当税理士の確認作業

担当税理士以外の2名以上の  
税理士による審査

## 他の事務所に真似できない“相続税専門”的強み

### ▶年間5,000か所以上の豊富な土地評価実績

相続税申告作業において、「土地の評価」は特に重要な作業の一つです。担当する税理士によって、評価額に大きな違いが生じることも珍しくありません。

税理士法人チェスターではこれまで数万か所の土地評価を行っており、最も節税できる相続税評価額で申告を行う自信があります。土地を評価する際には、最新鋭の機器を使用しています。



レーザー距離計



騒音計

### ▶相続税・資産税に関する専門書籍の充実

相続税申告という専門的な業務を遂行する上では、専門書は必要不可欠な存在です。ただ、高価な専門書を常備しておくことは容易ではなく、税制改正があるたびに買い替える必要があります。

税金と言うものは、答えがひとつではありません。学者によって意見が分かれる場合や、同じ事象でも条文の解釈などによって違う結論になることもあります。

税理士法人チェスターでは、想定される複数案を徹底的に検証し、納税者にとって最も有利な処理を行っております。



本棚の9割以上は  
相続・資産税関係の書籍

# 選ばれるチェスター品質

## 国税OBが担当役員を務める内部審査部による万全のチェック体制

税理士法人チェスターでは、複数税理士のチェック体制に加え、国税の審査経験豊富な国税OB（元税務署長、元国税不服審判所部長審判官）率いる審査部が、相続税申告書の審査を行うことで、その品質を一層担保しています。複雑な税務事案や税務署との見解の相違が生じる可能性がある事項について所内で対処・検討した上で対応しているため税務調査対策にもなります。相続税申告においては時に判断に迷うグレーな税務論点が出現することもあります。そういった際も、国税不服審判所や国税局・税務署で課税側の経験があるメンバーが在籍する審査部があることで、相続税専門ではない総合型の税理士事務所や個人事務所では通常、保守的にならざるを得ないような税務処理を、税理士法人チェスターでは、適正に、また、お客様がより満足していただけるよう徹底的に検討する体制を構築しています。



東京八重洲本店代表  
河合 厚

国税OB税理士。国税在籍時には、2か所の税務署長、税務大学校で主任教授、国税局証務室で主任証務官、さらには国税不服審判所で部長審判官を経験。  
2020年7月 税理士法人チェスター審査部部長に就任。  
2022年4月 東京国際大学特任教授に就任。

## 所属税理士79名、専門家総勢180名の相続専門プロ集団



左:代表 福留正明 中央:俳優 角野卓造 右:代表 荒巻善宏

税理士法人チェスターには相続専門の税理士79名・公認会計士7名・相続診断士16名が在籍しています。さらに相続に紐づくご相談や対応をよりスムーズに行うべく、チェスターのグループ会社に弁護士6名・司法書士10名・行政書士20名・宅地建物取引士45名が在籍、お客様をグループ全体(従業員総数440名)で全力サポートいたします。(※令和7年8月現在)

さらに、お客様対応やスタッフの専門知識の研鑽や育成にも力をいれ、最新の税制改正情報や、個別事案、外部セミナー情報等を所内で共有しています。

また、年間3,000件以上の相続税申告業務をお受けしており、その各申告で重要な論点等を共有して勉強することで、組織全体の相続税業務のレベルアップに繋げています。こういった一人ひとりの職員の専門性の高さが税理士法人チェスターがお客様から信頼いただける理由なのです。

## 遺産総額5億円以上の大型案件の対応実績も豊富



税理士法人チェスターでは遺産総額が5億円を超える遺産規模が大きい案件の取り扱い実績も豊富にあります(最大取り扱い資産規模200億円)。不動産が多い地主様の案件や、企業オーナー様の相続では遺産総額が大きくなり、相続税の納税が多額になることもあります。そこで豊富な土地評価や自社株式評価の経験を活かして、できる限り相続税の節税を行いながら申告サポートを行っております。また遺産総額が大きくなりますと税務調査対策が重要となりますので、将来的な税務調査や追徴課税を回避するための対策を十分に行なった上で申告書提出を行うような体制を構築しています。



## 徹底した期限管理をお約束

相続税の申告期限は相続が発生してから10ヵ月という短い期間しかありません。相続後は、様々な手続きで相続人様の心身的負担も大きくなります。

税理士法人チェスターでは、少しでも相続人様の相続手続きの負担を軽減できるよう、お約束した期限内での作業実施を徹底しております。中には相続税の申告期限が10ヵ月あるために、申告作業をぎりぎりまで行わない会計事務所もあると言われますが、弊社ではご依頼頂いてからのスピード申告・期限管理を重視しています。相続税申告のための作業を早く終えることで、余裕をもった遺産分割協議の話し合いや、相続税の納税資金の準備を行うことができ、その後相続手続きを円滑に進めることができます。

弊社では、オリジナルの工程表や申告作業進捗チェックリストを用いて、申告作業が遅延することがないよう徹底した期限管理をお客様にお約束しております。



## 税理士業界の相続税実務スキル向上のために4,000名以上の会員制組織を運営



※2025年10月現在

税理士法人チェスターには、相続実務アカデミーという専門家向けの会員組織があり、4,944名(2025年10月現在)もの会員(主に税理士事務所)が登録しています。この相続実務アカデミーは当法人で蓄積された相続税の知識や経験、ノウハウ等を共有して、相続税の専門家の成長や知識の啓蒙を目的として活動しています。この相続実務アカデミーの会員の税理士からも相続税関連の質問や業務の紹介が寄せられており、同業者である税理士から相続税案件の相談が多数寄せられていることが当法人の専門性の高さと信頼の証となっています。

## 専門性の高い税務専門誌への寄稿を積極的に行っています



主に税理士を読者にする業界専門誌の「税務弘報(中央経済社)」や「税理(日本税理士連合会監修)」等から相続税関連の執筆依頼が多くあり、税理士法人チェスター在籍の税理士が寄稿しています。過去の実績として「相続税・贈与税における土地の評価手法の根拠」「不動産の相続税対策」「相続税申告で最重要論点である生前の現金引出の確認事項」等の執筆実績があります。相続税専門のリーディングファームとして積極的な業界向けの情報発信を行っています。



## 相続税関連のメディアサイトの運営

税理士法人チェスターはインターネットの様々なメディアサイトで相続税関連の情報を伝えています。専門家向けの相続税関連の情報から、初心者の方まで幅広い方々に向けて弊社がこれまで対応させていただいた相続税案件の中から蓄積してきたノウハウや情報を広く共有させていただくお取組みを行っております。こうした取り組みから「相続税といえば税理士法人チェスター」というブランド価値が構築されてきています。

『税理士が教える相続税の知識』  
<https://chester-souzoku.com/>

# 業務の流れ

初回面談から申告完了まで、シンプルでわかりやすい相続税申告を実現。ご契約後のご質問、ご相談は何度でも無料です。

## ステップ1 初回面談(無料)のご予約

初回面談時にお見積りもご提示いたします。

## ステップ2 ご契約

お見積りに納得いただければ、業務契約書を交わし、ご契約となります。報酬総額の半額を着手金としてお支払いいただきます。

## ステップ3 必要資料の収集

必要資料準備ガイドに従って、資料をご準備ください。

戸籍謄本、不動産評価に必要な資料、残高証明書、債務・葬式費用の領収書等

詳しくは必要資料準備ガイドをご覧ください。弊社で取得代行することも可能です。(別途料金がかかります)

## ステップ4 ご質問・ご相談は何度でも無料

必要資料の収集や、遺産分割の方法、その他相続手続きに関する事等は、何度でも無料でご相談いただけます。ご相談はお電話やemailにて承ります。また、ご来所いただくことも可能です。

## ステップ5 弊社で評価・検討作業

資料・情報をいただいてから、通常約2～3ヶ月間ほどお時間をいただき、財産評価を行なってまいります。財産評価を行う過程で質問等が発生した場合には、隨時ご連絡させていただきます。

不動産、株式、銀行口座などの名義変更手続きをお手伝いいたします。グループ会社の行政書士法人チェスター及び司法書士法人チェスター・グループが対応します。

相続した不動産の売却サポート

ステップ  
6

## 財産目録の完成・ 遺産分割案の決定

弊社にて相続税評価額を算出後、財産目録を作成いたします。こちらの財産目録を参考に、相続人様間で遺産分割の方法をご検討ください。節税を考慮した分割案のご相談も承ります。

ステップ  
7

## 遺産分割方法の決定

分割方法の決定後、弊社にて「遺産分割協議書」、「相続税申告書」等、相続税申告に必要な書類一式を約1～2週間で作成します。その資料が完成したら、相続人の皆様に署名・捺印していただきます。その後、弊社にて相続税の「納付書」を作成いたしますので、お客様自身で金融機関にて納付手続きをしていただくことになります。

オプションサービス

### 二次相続シミュレーション&二次相続対策のご提案

一次相続と二次相続のトータルの相続税額で節税をお考えの際に、一次相続における配偶者の財産取得割合の変動による納税額のシミュレーションを行います。また、二次相続対策として相続税の節税提案もあわせて行います。

ステップ  
8

## 税務署への提出及び 申告書ファイルのご返却

ご捺印いただいた書類一式をご返送ください。届き次第、弊社にて税務署への提出作業を行います。1～2週間程度で税務署より弊社に控えが返送されてきますので、相続税申告書の控え式をお客様のご住所へ郵送いたします。お客様が税務署へ足を運んでいただく必要はありません。

ステップ  
9

## 各種資産の名義変更等の 諸手続きのサポート

不動産、株式、銀行口座などの名義変更手続きをお手伝いいたします。グループ会社の行政書士法人チェスター及び司法書士法人チェスター・グループが対応します。

ステップ  
10

## 相続した不動産の売却サポート

相続された不動産の中に、今後の利用用途がないものが含まれている場合など、チェスター・グループの不動産会社が売却活動のサポートをさせていただきます。

# 事前お見積りで安心の税理士報酬

ご契約前にお見積りを提示し、報酬内容を説明させていただきます。

一般的に相続税申告の税理士報酬は遺産総額の増加に比例して増加していきますが、これは相続税の額も大きくなり税務リスクも高まるため、より専門性の高い検討が必要になるためです。

## 相続税申告料金表

### ■ 基本報酬

▶ 下記の基本報酬、加算報酬およびその他の報酬を合計した金額が報酬総額となります。

▶ 事前にご説明していない報酬は一切いただけません。

遺産総額	基本報酬	遺産総額	基本報酬
～1億円	20万～55万円*	2億5千万円～3億円	140万円 (税込154万円)
1億円～1億5千万円	70万円 (税込77万円)	3億円～4億円	170万円 (税込187万円)
1億5千万円～2億円	90万円 (税込99万円)	4億円～5億円	200万円 (税込220万円)
2億円～2億5千万円	115万円 (税込126.5万円)	5億円以上	無料簡易試算レポート作成の上、別途お見積り

\* 遺産内容等に応じて変動しますので、初回面談時にお見積りをご提示いたします。

※ご依頼日が申告期限より3ヵ月以内の場合は別途報酬総額の20～50%を申し受けます。

### ■ 加算報酬

土 地 (1利用区分につき)	非上場株式	相続人が複数 (2名以上) の場合*
6万円 (税込6.6万円)	15万円～ (税込16.5万円～)	上記基本報酬額 × 10% × (相続人の数-1)

\* 5名以上は加算対象となりません。

### ■ その他の報酬

- 不動産評価に必要な資料の取得代行 実費のみ
- 金融機関残高証明書の取得代行 別途お見積り
- 戸籍関係書類の取得代行 別途お見積り
- 税務調査への対応を行う場合 日当5万円 (税込5.5万円)
- 初回申告後に追加で申告書作成が必要な場合 別途お見積り
- 預金移動調査を実施する場合 5万円 (税込5.5万円)、通帳20冊以上の場合は10万円 (税込11万円)
- 準確定申告を行う場合 別途お見積り
- 延納、物納を行う場合 別途お見積り
- 登記を行う場合 登録免許税+司法書士報酬
- 訪問、土地の調査等 旅費・交通費実費
- 不動産鑑定評価が必要となる場合 不動産鑑定報酬

※遺産分割において相続人間での争いがある場合は別途報酬をいただく場合がございます。※その他、特殊事情により調査・検討が必要で、通常よりも多くの作業が生じるような場合(過去に預金移動が多数ある場合の通帳調査、広大地評価、非上場株式の会社規模が大きい等)には、別途お見積りの上で報酬が必要となります。

～各分野の専門家がワンストップで対応～

## チェスター・グループでお手伝い可能なサービス

相続税の申告だけではなく、チェスター・グループで様々なお手伝いが可能です

### 相続手続き（遺産整理）サポート

戸籍収集、凍結された預金口座の解約手続き、不動産の名義変更等、相続発生後は相続税の申告だけではなく、様々な相続手続き（遺産整理）が必要となります。

チェスター・グループの行政書士法人や司法書士法人では各種相続手続きのサポートを行っています。

#### サポートが可能な手続き

- 相続人の調査・確定（戸籍等の収集）
- 法定相続情報一覧図の取得
- 口座凍結の連絡
- 預貯金口座の残高証明書・入出金履歴の取得
- 証券保管振替機構（ほふり）調査
- 所有株式数証明書・株式異動証明書・未払配当金残高証明書の取得
- 生命保険契約の有無の照会
- 不動産の名寄帳・評価証明書の取得
- 預貯金口座の解約
- 相続人様名義の証券口座への移管サポート
- 相続登記（不動産の名義変更）



行政書士法人チェスター  
代表行政書士  
清水 茜作

### 相続対策・財産コンサルティングサービス

～100年先を見据えた「長期的な視点」と「幅広い視野」～

ご相続により取得された大切な資産の「次の相続」や「運用・管理」を見据えた、相続・財産コンサルティングサービスを提供しております。取得された財産を将来の承継に備えて適切に保全・活用できるよう、全体最適の視点から専門チームが継続的なサポートを行います。

また、相続税申告チームとも密接に連携し、税務と資産運用の両面から最適なコンサルティングをご提供いたします。



税理士法人チェスター  
財産コンサルティング部  
税理士 西藏 仁司

#### 相続対策の3つのポイント

「生前贈与」「不動産」「生命保険」を  
公平中立な立場からアドバイス

不動産の  
活用

相続財産の価値  
(評価額) を下げる

生前贈与

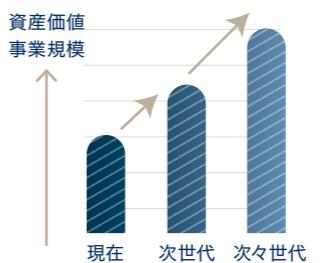
相続財産自体を  
減らす

生命保険の  
加入

控除額を  
大きくする

#### 100年財産コンサルティング

次世代・次々世代まで財  
産を守るという視点から、  
各分野の専門家による安  
定した組織力で、お客様の  
長期的かつ最適な資産構  
成の実現をサポートいた  
します。



#### 「全体最適」の実現

「金融商品」「土地活用」「不動産運用」など、そ  
れぞれは優れた商品や手法であっても、部分最  
適を積み重ねた結果、組み合わせによってはマ  
イナスとなる可能性もあります。私たちは「全  
体最適」の視点から、同族法人を含むファミ  
リー全体の相続対策や事業承継まで、中長期  
的な計画と実行をサポートいたします。



～各分野の専門家がワンストップで対応～  
チェスター・グループでお手伝い可能なサービス

## 「相続不動産の売却」に関するサービス

相続により取得された不動産について、「より高値での売却」をご希望のお客様には、専門的なサポートをご提供しております。物件の特性に応じて、複数（場合によっては50社以上）の不動産買取業者に一括査定を依頼し、最も高額な査定価格をお客様にご提案させていただきます。不動産の売却は、物件の個別事情や買主の希望タイミングなど、さまざまな要因に左右されるため、状況に応じた最適な業者選定が高値売却の鍵となります。査定は無料でご利用いただけ、強引な営業行為も行いませんのでご安心してご相談いただけます。どうぞお気軽に担当の専門スタッフまでご相談ください。



株式会社チェスター  
代表取締役  
宅地建物取引士 阿部 雅行

## 相続不動産に特化しているからこそ強みがあります

### Point 1

#### 相続不動産をより高く売るノウハウ

最大50社以上に査定依頼し、その中でもっとも高額な査定を出した金額を提案します。

### Point 2

#### 法律・税金の対応も万全

不動産売却時にかかる税金を最小限に抑えるご提案を当然に行います。一般的な不動産会社ですと、こちらの提案が適切にできない可能性があります。

#### お取り扱いサービス

- 空き家をより高く売却
- 底地・借地・共有持ち分の売却
- 事故物件の売却
- 山林・農地・別荘地の売却
- 相続対策不動産の購入
- 等価交換の提案
- 不動産の買取
- 不動産有効活用のアドバイス

※ 当サービスは株式会社チェスター（国土交通大臣（2）第9416号）が提供します。

## 相続税申告業務に関するQ & A

### Q 初回面談時に提示された見積りから、追加で料金がかかることがありますか？

初回の面談時にご説明していない報酬を追加でご請求することは原則ございません。但し、遺産総額が初回面談時にお伺いしていた情報と大きく異なったり、特殊事情が生じた場合には追加報酬が発生する可能性もございます。その際には必ず事前に追加報酬額を提示いたしますのでご安心ください。

### Q 相続税申告における税理士報酬の相場を教えてください。

昔は税理士報酬規程により、相続税申告の税理士報酬が定められていましたが、現在は自由化されています。およそ遺産総額の0.5%～1.0%前後の事務所が大半です。税理士法人チェスターでは、他の税理士事務所の報酬動向等を分析し、できる限りの低価格を実現させておりますので、費用面でも安心してご依頼いただけます。

### Q 担当者はどのように決まりますか？

原則的には初回面談でお客様のお話を伺ったスタッフが担当させていただきますが、ご希望があれば途中での変更も可能です。なお、弊社では最終的に複数の税理士が申告書を審査する体制をとっておりますので、担当者によって相続税額等に差や違いが生じることはありませんので、ご安心ください。

### Q 契約後に何回ほど、事務所へ訪問する必要があるのでしょうか？

お客様のご要望にもよりますが、資料のやりとりやご質問等については、郵送・電話・Eメール・FAXをご希望されるお客様が多く、初回のご面談と最終の署名捺印のみで終了する方も多いいらっしゃいます。このため、頻繁にご来社いただしたり、面談を設定することはほとんどございません。但し、面談回数に制限はございませんので、お客様のご希望により随時対応させていただきます。

### Q 相続人間で争っているのですが、そのような場合でも対応可能でしょうか？

評価での説明や押印を相続人様ごと別々に行う「相続人ごと個別対応オプション」を付加サービスとしてご用意しております。

### Q 不動産の名義変更（相続登記）もお願いすることは可能ですか？

可能です。相続登記は司法書士業務となりますので、チェスター・グループのネットワークで相続手続きに強みがある司法書士事務所と連携して対応いたします。相続税申告と相続登記業務で使用する資料は重複するため、同時にご依頼いただくことで何度も同じ資料を収集する必要がなく、お客様の手間を省略することができます。

### Q 資料収集の代行や、遺産調査等の業務も依頼することができますか？

可能です。但し、内容により別途報酬が発生する場合もございます。お仕事や体調等の理由により、お客様ご自身での資料収集が難しい場合には、弊社にて大半の資料を取得代行することが可能ですので、お気軽にご相談ください。

### Q 相続税申告業務を依頼してから終了するまでの期間がかかりますか？

税理士法人チェスターでは、スピーディーな申告業務を心掛けております。申告に必要な全ての資料が揃ってから、約2～3ヶ月を目安に財産目録を完成します。それを基に分割案を決定いただいた後、1～2週間で申告書等の最終資料一式を作成いたします。また、申告期限が迫っている場合でも出来るだけ対応させていただきますので、まずはご相談ください。

### Q 少人数の「会計事務所」ではなく、「税理士法人」に依頼するメリットを教えてください。

会計事務所は、ご高齢の所長税理士が一人で経営しているケースが少なくありません。そのため、その税理士が体調不良等により業務の継続が不可能となった場合、既存のお客様へのサービスが停止してしまいます。税理士法人チェスターは、「必ず税理士が2名以上」といふと存続できない法人組織ですので、仮に担当税理士が辞めた場合でも、法人として継続的にお客様へのサービスを継続できますので安心です。



# 全国に16拠点を展開



**東京八重洲本店**  
0120-390-306  
〒103-0028 東京都中央区八重洲1-7-20  
八重洲口会館2階



**新宿事務所**  
0120-688-377  
〒163-0722 東京都新宿区西新宿2-7-1  
新宿第一生命ビルディング22階



**池袋事務所**  
0120-522-320  
〒171-0021 東京都豊島区西池袋3-15  
西池袋TSビル1階



**渋谷事務所**  
0120-202-235  
〒150-0002 東京都渋谷区渋谷2-15-5  
宮益坂プレイス渋谷9階



**北千住事務所**  
0120-607-695  
〒120-0036 東京都足立区千住仲町41-1  
大樹生命北千住ビル6階



**立川事務所**  
0120-035-487  
〒190-0012 東京都立川市曙町2-38-5  
立川ビジネスセンタービル9階



**横浜事務所**  
0120-958-968  
〒221-0835 神奈川県横浜市神奈川区2-12-5  
トレゾ横浜8階



**川崎事務所**  
0120-723-910  
〒212-0013 神奈川県川崎市幸区堀川町580  
ソリッドスクエア東館4階



**湘南藤沢事務所**  
0120-277-310  
〒251-0055 神奈川県藤沢市南藤沢4-3  
日本生命南藤沢ビル3階



**千葉事務所**  
0120-567-905  
〒273-0005 千葉県船橋市本町2-1  
船橋スクエア216階



**大宮事務所**  
0120-736-510  
〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-9-6  
大宮センタービル2階



**名古屋事務所**  
0120-822-088  
〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄3-2-3  
名古屋日興證券ビル6階



**京都事務所**  
0120-575-985  
〒604-8187 京都府京都市中京区御池通東洞院西入  
笠屋町435 京都御池第一生命ビルディング6階



**西日本本社(大阪)**  
0120-957-728  
〒530-0005 大阪府大阪市北区中之島2-2-2  
大阪中之島ビル13階



**神戸事務所**  
0120-817-825  
〒651-0088 兵庫県神戸市中央区小野柄通5-1-16  
にっしんクリスタルビル8階



**福岡事務所**  
0120-359-520  
〒812-0011 福岡県福岡市博多区博多駅前2-6-10  
FKビル5階



私たち税理士法人チェスターはお客様と同じ目線に立って、  
お客様にとって最良となる相続税申告のお手伝いをいたします

法人名	税理士法人チェスター Chester Certified Public Tax Accountants' Co	設立日 2008年6月2日	所属団体
東京八重洲本店	〒103-0028 東京都中央区八重洲1-7-20 八重洲口会館2階 Tel: 03-6869-5040 Fax: 03-6869-5041	八重洲口会館2階 Tel: 03-6869-5040 Fax: 03-6869-5041	相続税 申告実績
新宿事務所	〒163-0722 東京都新宿区西新宿2-7-1 新宿第一生命ビルディング22階 Tel: 03-6869-4740 Fax: 03-6869-4741	新宿第一生命ビルディング22階 Tel: 03-6869-4740 Fax: 03-6869-4741	
池袋事務所	〒171-0021 東京都豊島区西池袋3-1-15 西池袋TSビル1階 Tel: 03-6869-4051 Fax: 03-6869-2448	西池袋TSビル1階 Tel: 03-6869-4051 Fax: 03-6869-2448	役員
渋谷事務所	〒150-0002 東京都渋谷区渋谷2-16-5 宮益坂プレイス渋谷9階 TEL: 03-6868-7553 Fax: 03-6868-4501	宮益坂プレイス渋谷9階 TEL: 03-6868-7553 Fax: 03-6868-4501	
北千住事務所	〒120-0036 東京都足立区千住仲町41-1 大樹生命北千住ビル6階 Tel: 03-6868-4984 Fax: 03-6868-4966	大樹生命北千住ビル6階 Tel: 03-6868-4984 Fax: 03-6868-4966	
立川事務所	〒190-0012 東京都立川市曙町2-38-5 立川ビジネスセンタービル9階 Tel: 042-506-0235 Fax: 042-506-0236	立川ビジネスセンタービル9階 Tel: 042-506-0235 Fax: 042-506-0236	
横浜事務所	〒221-0835 神奈川県横浜市神奈川区2-12-5 トレゾ横浜8階 Tel: 045-550-3890 Fax: 045-550-3899	トレゾ横浜8階 Tel: 045-550-3890 Fax: 045-550-3899	
川崎事務所	〒212-0013 神奈川県川崎市幸区堀川町580 ソリッドスクエア東館4階 Tel: 044-440-3232 Fax: 044-440-3233	ソリッドスクエア東館4階 Tel: 044-440-3232 Fax: 044-440-3233	
湘南藤沢事務所	〒251-0055 神奈川県藤沢市南藤沢4-3 日本生命南藤沢ビル3階 Tel: 0466-21-9939 Fax: 0466-21-9930	日本生命南藤沢ビル3階 Tel: 0466-21-9939 Fax: 0466-21-9930	
千葉事務所	〒273-0005 千葉県船橋市本町2-1 船橋スクエア216階 Tel: 047-401-6412 Fax: 047-401-6422	船橋スクエア216階 Tel: 047-401-6412 Fax: 047-401-6422	
大宮事務所	〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-9-6 大宮センタービル2階 Tel: 048-700-3030 Fax: 048-700-3031	大宮センタービル2階 Tel: 048-700-3030 Fax: 048-700-3031	
名古屋事務所	〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄3-2-3 名古屋日興證券ビル6階 Tel: 052-766-6450 Fax: 052-766-6451	名古屋日興證券ビル6階 Tel: 052-766-6450 Fax: 052-766-6451	
京都事務所	〒604-8187 京都府京都市中京区御池通東洞院西入 笠屋町435 京都御池第一生命ビルディング6階 Tel: 075-744-6825 Fax: 075-744-6964	京都御池第一生命ビルディング6階 Tel: 075-744-6825 Fax: 075-744-6964	
西日本本社(大阪)	〒530-0005 大阪府大阪市北区中之島2-2-2 大阪中之島ビル13階 Tel: 06-7878-8320 Fax: 06-7878-8321	大阪中之島ビル13階 Tel: 06-7878-8320 Fax: 06-7878-8321	
神戸事務所	〒651-0088 兵庫県神戸市中央区小野柄通5-1-16 にっしんクリスタルビル8階 Tel: 078-862-5320 Fax: 078-862-5326	にっしんクリスタルビル8階 Tel: 078-862-5320 Fax: 078-862-5326	
福岡事務所	〒812-0011 福岡県福岡市博多区博多駅前2-6-10 FKビル5階 Tel: 092-402-2812 Fax: 092-402-2818	FKビル5階 Tel: 092-402-2812 Fax: 092-402-2818	
従業員数	448名(グループ計) 税理士法人チェスター 300名 【不動産事業】50名 株式会社チェスター/株式会社アーバンクリエスト【相続・事業承継対策】9名 株式会社チェスター・ライフパートナー / 株式会社チェスター・コンサルティング 【司法書士・行政書士・弁護士】司法書士法人チェスター 23名/行政書士法人チェスター 57名/CST法律事務所 9名 (税理士79名、公認会計士7名、弁護士6名、司法書士10名、行政書士24名、宅地建物取引士46名、相続診断士16名)※2025年10月現在	448名(グループ計) 税理士法人チェスター 300名 【不動産事業】50名 株式会社チェスター/株式会社アーバンクリエスト【相続・事業承継対策】9名 株式会社チェスター・ライフパートナー / 株式会社チェスター・コンサルティング 【司法書士・行政書士・弁護士】司法書士法人チェスター 23名/行政書士法人チェスター 57名/CST法律事務所 9名 (税理士79名、公認会計士7名、弁護士6名、司法書士10名、行政書士24名、宅地建物取引士46名、相続診断士16名)※2025年10月現在	